

〈論文〉

# 知的障害特別支援学校における セクシュアリティ教育(包括的性教育)の成果

—— 高等部卒業生へのインタビュー調査を通して ——

## Impact of Sexuality Education in a Special School for Students with Intellectual Disabilities :

Findings from an Interview Survey with Graduates

小畑 伸 五

KOBATA Shingo

(和歌山大学教育学部附属特別支援学校)

鶴岡 尚 子

TSURUOKA Naoko

(東京医療保健大学和歌山看護学部)

古井 克 憲

FURUI Katsunori

(和歌山大学教育学部)

2023年11月13日受理

### Abstract

This study examines the outcomes of sexuality education practices in a special school for students with intellectual disabilities. We analyzed the content of sexuality education programs at special school A and conducted an interview survey with its graduates. The results of the survey indicate that considering the students' development and individual circumstances, and with the consent of their parents, sexuality education encompassing sexual intercourse did not pose any issues for the students and graduates. Rather, the results suggest that the sexuality education provided at school A resulted in increased awareness of sexual health among graduates, fostering a sense of sexual self-determination through accurate knowledge about sexuality.

#### I. 問題

現在、国際的に人間の性とは、セックス(sex:性別、生殖、性行動)といった狭義の概念ではなく、セクシュアリティ(sexuality)という包括的な概念で認識されている(児島ら2010:81)。国際セクシュアリティ教育ガイダンス(UNESCO 2020:32)によると「セクシュアリティ」は、身体、感情的な愛情と愛、セックス、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性的親密さ、快楽と生殖についての理解と、これらの関係性を含む、人間であることの中核として理解される可能性がある」と述べられている。このガイダンスは、性に関する科学的知識を体系化したものであり、世界の性教育の共通基盤になるものとして普及している。

セクシュアリティ教育(包括的性教育)<sup>1)</sup>の実施が、性に関する問題の予防、回避につながることも報告されている(浅井 2020:23-46)。さらに、2014年に日本が批准した国連障害者の権利条約には、第23条に生殖

や家族計画などに関わる教育を受ける権利があるとされており、第25条「健康」の条文では、性と生殖の健康に関する保健サービスの提供について明文化もされた。

一方、日本における、知的障害児への性教育は、2003年の東京都立七生養護学校事件(現・東京都立七生特別支援学校)<sup>2)</sup>以降、萎縮したといわれている(神戸新聞2022)。

現在、学校で性教育・セクシュアリティ教育を行う上で争点になるものとして、いわゆる「歯止め規定」と呼ばれているものがある。小学校学習指導要領(2017:104)第5学年理科では、「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」、中学校学習指導要領(2017:129)第3学年保健体育では、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」とある。同様に特別支援学校高等部学習

指導要領(2019:208)理科の1段階のA生命のイ動物の誕生の④「人は母体内で成長して生まれること」について「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」と記載されている。このように学習指導要領では、性交については取り扱わないとされているため、学校教育では「性交」について教えることは避けられる傾向が続いてきた。浅井(2018:94)は、このような「歯止め規定」がセクシュアリティ教育を学校現場ですすめる上で大きな障壁となってきたが、本質的には「歯止め規定」などは存在する必要はないと述べている。田代(2014:22)は学習指導要領の枠組みの中で活用できるセクシュアリティ教育の手引きを提案する中で、「七生養護学校事件」の最高裁の勝訴判決を取り上げ、学習指導要領は「最小限度の基準」であるから、その地域、学校、目の前の子どもたちに何が必要なのかを考え、組み立てることはまさに教員の仕事であると述べている。さらに、中学校学習指導要領(2017:129)保健体育の保健分野の3内容の取り扱いでは、「後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症について取り扱うものとする」とあり、中学校学習指導要領解説(2017:213)保健体育編の(オ)感染症の予防の④エイズ及び性感染症の予防では、「エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス(HIV)であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする」と記載されている。知的障害のある人はとくに抽象的な物事に対する理解が難しい。そのため、「感染経路」や「性的接触」、「コンドーム」についても具体的に説明する必要がある。こういったことを理解するためには「性交」についての理解が必要であると考えられる。

門下(2019:21)の研究では、特別支援学校教員による性教育実施率が約4~6割である要因として、教員の「知識の不足」や「研修の機会の少なさ」が示唆された。児嶋(2012:315)も理論研究の動向としては、特別支援学校における障害児の性、結婚及び性教育に関する研究を継続的に積み上げているものが少なく、この分野での理論研究が十分深められていない状況であると述べている。また、知的障害児が、性教育において何を学びたいと考えているのか、学んだ性教育についてどう感じているかなど、そのニーズを明らかにする調査研究はこれまで行われていない(児嶋2012:319)。門下(2019:21)も研究動向として教員や保護者の視点が重視され、知的障害児本人のニーズを探る視点はなかったと述べている。ゆえに、特別支援学校で学んだ性教育について、知的障害のある人自身が、どのように感じているのか、性教育において何を学んだか、何を学びたいと考えているのかなど、そのニーズを明らかにし、性教育を実施する上での今後の課題を提示することが重要である。

以上の問題意識のもと、筆者らは、セクシュアリティ教育を実施している知的障害特別支援学校(A校)の高等部卒業生に、インタビュー調査を行った。この調査は、同時期にA校高等部でセクシュアリティ教育を受けた卒業生7名(男性3名・女性4名)を対象に実施された。このうち、小畑ら(2021)による、卒業生・女性2名へのインタビュー調査の結果では、2名とも、生理に関する知識を学べたことが良かったと述べていた。また「妊娠に対する強すぎる不安」をもっていた。在学中に学びたかったこととして、ひとりが、「安全日」という言葉に対する疑問、「相手を傷つけないセックスの断り方」、「コンドームに対する具体的な知識」と答え、もうひとりは「妊娠検査薬」の内容について話していた。そして、小畑ら(2022)による卒業生・男性2名に対する調査結果からは、2名とも高等部で性教育を受けるまで一般的なマスターベーションの方法を知らないことがわかった。また、ひとりは、将来の家族計画や「具体的なセックスの方法が分からないことや避妊に失敗することに対する不安」について語っていた。以上2点の調査結果をもとに、小畑らは、学校では早期に性教育を行う必要があること、教材の工夫が必要であること、性に関する正しい情報の入手先を確保することの必要性を提言している。

本研究では、小畑ら(2021, 2022)の継続研究として、これまで調査結果を提示していない、A校高等部卒業生(女性2名、男性1名)へのインタビュー調査の結果を、A校でのセクシュアリティ教育の実践内容とともに提示する。小畑ら(2021)では女性2名、小畑ら(2022)では男性2名を対象に、在学中での学び及び卒業後のこと双方について十分な語りの量があった事例を選定した。この4名は在籍時には疑問に思ったことを積極的に質問したり、調べたりするなど、「性」に関して興味関心が強く、また、卒業後も学習した内容について多くのことを覚えていた。一方、本研究でインタビュー調査を提示する卒業生3人は、インタビューでの語りの量が比較的少なく、「性」について積極的に調べたり、恋人がほしいと思っていなかったりすることなどから、筆者らがみた限り、「性」に関して興味関心が強いわけではないと考えられた。性の発達には個人差があり、性への興味関心の高さにも、個人差や、個人が置かれている生活環境が影響する。知的障害特別支援学校でのセクシュアリティ教育については、このような「性」に関して多くを語らない(または語るのが難しい)、性について消極的であると周囲から考えられている生徒・卒業生の視点からも検討する必要がある。ゆえに、本研究では、小畑ら(2021, 2022)に加えて、新たに、語りの量が少なく性について消極的とみられる協力者のインタビュー結果も含めて、高等部卒業生の視点から、知的障害特別支援学校におけるセクシュアリティ教育の成果を検討する。

## Ⅱ. 目的

本研究では、小畑ら(2021, 2022)の継続研究として、特別支援学校A校でのセクシュアリティ教育の実践内容と、A校高等部卒業生へのインタビュー結果を通して、知的障害特別支援学校でのセクシュアリティ教育の成果について明らかにする。

## Ⅲ. 方法

本研究では、A校のセクシュアリティ教育について、実践記録や教材の整理を通して提示する。さらに、知的障害のある人の意見や考えをもとに、性教育に対するニーズを明らかにすることを重視するため、インタビュー調査を行った。

### 1. A校におけるセクシュアリティ教育

A校は、知的障害のある小学部から高等部までの子どもたちが在籍する特別支援学校で、概ね軽度から中程度の知的障害がある。在籍する子どもたちは、コミュニケーションや想像することの困難さから、性に関しても友人関係の中で情報を共有することが少なく、言語を通して学んだ内容が定着しにくいといった側面がある。それだけでなく、メディアやインターネットの情報を一面的に捉え、その情報を信じ込んでしまうことがあった。さらに、昨今の社会状況をみると、知的障害があることで、社会の中で性的な被害者になったり、加害者に間違えられたりするといった問題に巻き込まれてしまう危険性も否定できないと教員間で考えられるようになった。そうした現状への対策として、A校では、性教育を「性を幅広く捉え、人権を基盤とした学習」として捉え直し、これまで「性教育」や「ここからからの学習」と呼んでいたものを「セクシュアリティ教育」と呼ぶことで、狭義の性教育からの脱却を意図した。そして筆者らは、A校において小学部から高等部までの系統的な授業実践や、個別指導を継続的に試みてきており、その際の実践記録や教材を整理し、まとめてきた。なお、高等部では、最も多く個別指導が行われている。そこで、本研究では、これまでの実践記録や教材のなかから、インタビュー調査協力者である卒業生全員が受けたA校高等部でのセクシュアリティ教育の実践に焦点を当てて整理して提示する。

### 2. インタビュー調査の方法

#### (1)調査協力者

インタビュー協力者は、地域の中学校を卒業し、高等部から特別支援学校に在籍していた女性(Eさん)、地域の小学校を卒業し、中学部から特別支援学校に在籍していた女性(Fさん)、地域の中学校を卒業し、高等部から特別支援学校に在籍していた男性(Gさん)である。全員、現在20歳代である。

#### (2)インタビューの概要

小畑ら(2021, 2022)と同様の方法で行った。インタビュー協力者に来校していただき、学校の一室で半構造化面接を行った。Eさんは、1回目のインタビューは約30分、2回目は約20分であった。Fさん、Gさんはともに1回ずつで、1回のインタビュー時間は、約40分であった。質問内容は、在学中のセクシュアリティ教育で学んだことについて、印象に残っていることや役立っていると思うこと、在学中に性に関することで、気になっていたことや知りたかったこと、現在、性に関することで、気になっていることや知りたいことである。

#### (3)分析方法

分析方法は質的記述的研究法を用いた。インタビューを録音し、面接内容の逐語録を作成し、意味のまとまりごとに要約、質的帰納的に分類し、意味内容を損なわないように文脈を区切り、コード化、カテゴリー化した。以上の分析を、Eさん、Fさん、Gさんそれぞれで行った。分析は、本稿の執筆者3名で行った。以下、カテゴリーは【 】, サブカテゴリーは《 》、コードは〔 〕で示す。

## 3. 倫理的配慮

和歌山大学の倫理審査会の承認(令05-01-03J)を得たうえで、調査協力者と保護者に対し、研究の目的、方法を説明し、調査及び結果の公表について承諾いただいた。結果の記述では匿名性の保持、プライバシーの配慮を十分に行った。

## Ⅳ. 結果

### 1. A校高等部におけるセクシュアリティ教育

ここでは特に、高等部でのセクシュアリティ教育について述べる。高等部では、卒業後の社会生活場面において性的な危険性を回避するとともに性的に自立できるように一人ひとりの特性に応ずる教育が必要であると考えてきた。ここで言う性的自立とは、「科学的知識と人権にそった性的自己決定ができること」(関口2017:226)である。そういった生徒たちの姿の実現を目指し、集団での指導だけでなく、一人ひとりの発達段階や障害特性に応じられる個別指導用教材である「パスポート」を作成し、主に養護教諭が指導を行ってきた。パスポートは、全体では十数頁に亘る冊子で、概ね1回につき30分程度の指導を10回程度行ってきた。その内容を表1.に示す。この指導が主な対象としてきたのは、高等部に在籍し、軽度の知的障害があり、言語でのコミュニケーションが可能な生徒である。

指導の際には、子どもの課題と考えられる部分に重点をおいたり、理解が難しい部分をより詳しく学んだりできるように、個々の生徒の特性に応じて「パスポート

表1. セクシュアリティ教育の個別指導用教材「パスポート」の内容

- ・生理〔生理不順、生理のトラブル、生理痛をやわらげるストレッチ、月経前症候群(PMS)、1カ月のサイクルなど〕
- ・性交〔性交とは、アダルト動画、性的同意など〕
- ・性感染症(STD)〔おもな症状、様々なSTD、予防など〕
- ・中絶〔方法、費用、妊娠週数の数え方など〕
- ・妊娠のサイン〔月経の遅れ、産婦人科、妊娠検査薬、基礎体温の変化、体に現れる変化など〕
- ・避妊〔コンドーム、緊急避妊ピルなど〕
- ・男の子の体〔体の変化、性器、射精、勃起など〕
- ・情報源の信頼性〔テレビ、スマホ、インターネット、雑誌、友達、新聞、相談相手など〕
- ・性被害〔PTSD、男女の性意識のちがひ、性暴力、相談場所など〕
- ・いろいろな性〔LGBT、いろいろな家族のかたち〕

ト」の内容にアレンジを加えてきた。こうした個別的な指導は、集団での授業では対応しきれない、理解の程度や関心の違いといった個人差への配慮や、集団で性の話をすることに羞恥心を抱く生徒へのフォローなどの役割を果たしてきた。この中で、性交についての知識がない生徒には、性器の仕組みや受精の方法などについて、手作り教材を用いて具体的に説明してきた。

また、指導に当たっては、担任から保護者に学習内容を説明し、心配していることや家庭での様子等のアンケートへの回答も求め、保護者の同意を得た上で実施している。

## 2. 卒業生へのインタビュー結果

### (1) Eさんへのインタビュー結果

#### 1) 高校時代に勉強したことに関すること

《避妊》《性感染症》《人工妊娠中絶》《性暴力》など高校時代に学習した内容は覚えていないことが多かった。【覚えている学習内容】としては《子どものでき方》を【学校で学んだ性の知識の活用】としては《生理》を取り上げていた。《生理》については、〔おりものが多い時は生理が近い合図〕ということを知り役に立ったと具体的に伝えてくれた。また、学習した際に《男性器は少し気持ち悪い》《「セックス」なんてとんでもない》と述べていた。また、女性の体については《女性の体には以前よりも興味がある》ので〔女性バージョンは調べたことがある〕という。

#### 2) 限られた性や恋愛に関する情報

Eさんは《性に関する授業がほとんどなかった小学校・中学校時代》を過ごした。そのため、《性に関する情報の入手先は、ほとんど高校生時代に勉強したこと》であった。また、友人や先輩、後輩たちとも《恋愛の話をしたことはない》が母親との会話から《「セックス」という言葉は知っていた》。

#### 3) 現在の恋愛、結婚、子育てについての考え方

Eさんは《性に興味がなかった小学校・中学校・高校時代》を過ごし、《結婚はめんどい》《恋をしたことはない》《つきあいたいとは思わない》など【現在も性にはほとんど興味はない】と述べた。《結婚はめんどい》の理由として〔破産する〕〔人(子ども)が増える〕〔子

育てが大変〕〔引っ越しがめんどい〕と述べていた。しかし、《少し結婚したい》《将来さびしくなったら結婚したくなるかもしれない》《子どもは若干ほしい》《友達の恋愛話は聞いたことがある》《つきあうことに少し興味がある》など【現在は性に少し興味がでてきた】様子である。高校時代に《告白されたこともある》が〔断った〕とも述べた。Eさんの考えている「つきあう」ということは〔キスをしたり手をつないだり仲良くするイメージ〕である。

### (2) Fさんへのインタビュー結果

#### 1) 高校時代に勉強したことに関すること

【知ることができて良かったこと】として《避妊》《性感染症》《セックス》と答えた。また、〔知らない人が多いかもしれないので〕【知っておいた方が良くと思うこと】として《避妊》《セックス》と述べた。【性教育の勉強方法】としては、《1対1もしくは複数のどちらでも良い》と考えており、〔人それぞれだと思う〕し、〔恥ずかしいのはあるかもしれない〕がクラスで勉強することを提案していた。また、性に関して自分で調べることはあまりないが、パスポートを読み返していた。このように卒業後も《学校で学んだ性の情報(パスポート)の活用》がなされていた。

#### 2) 限られた性や恋愛に関する情報

Fさんは《性に関する授業がほとんどなかった小学校時代》を過ごした。そのため、《性に関する情報の入手先は、ほとんど高校生時代に勉強したこと》であった。生理については生理痛に悩んでいたこともあり、《生理に関する対処法》については知っていた。

#### 3) 現在の恋愛、結婚についての考え方

《今はまだ結婚したいとは思わない》《新しい出会いは求めていない》と述べた。

#### 4) 最近に気になる性に関するニュース

最近のニュースから《性暴力》のことが気になっていた。職場では《定期的に面談》できる機会があり、〔セクハラやパワハラ〕があれば伝えるように言われている。また、〔相談しやすい人〕が多く、《相談しやすい環境》であり、そのことが【職場に相談できる安心感】につながっていた。

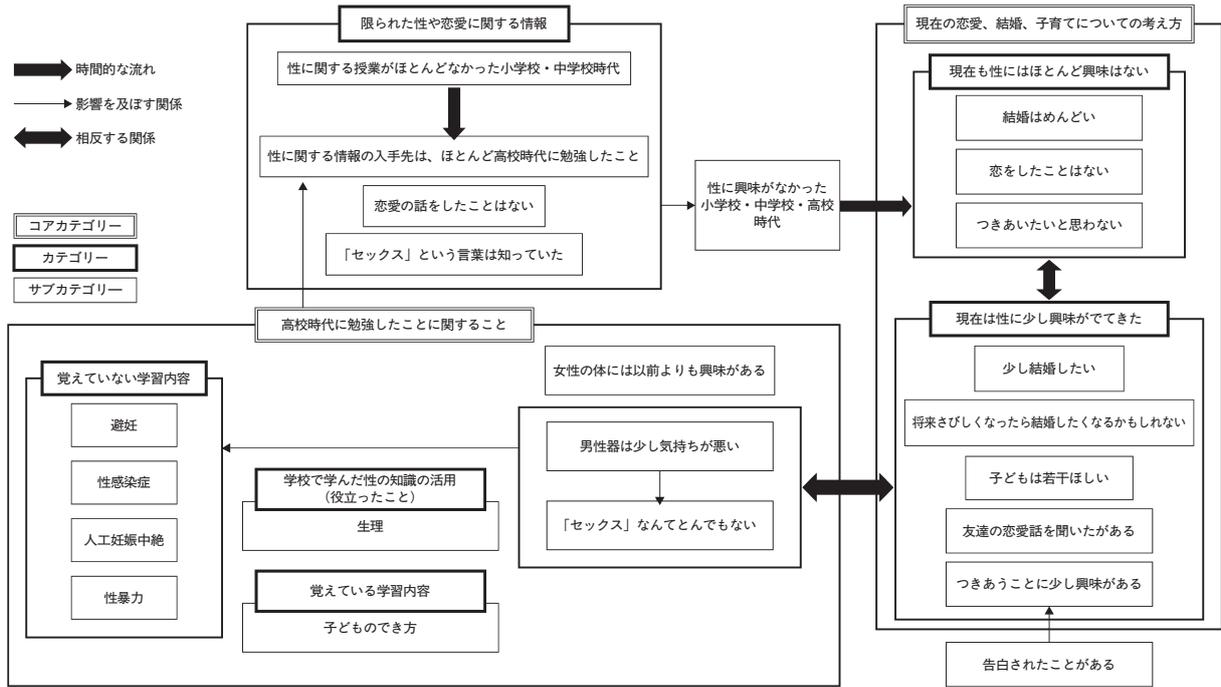


Fig. 1 Eさんへのインタビュー結果

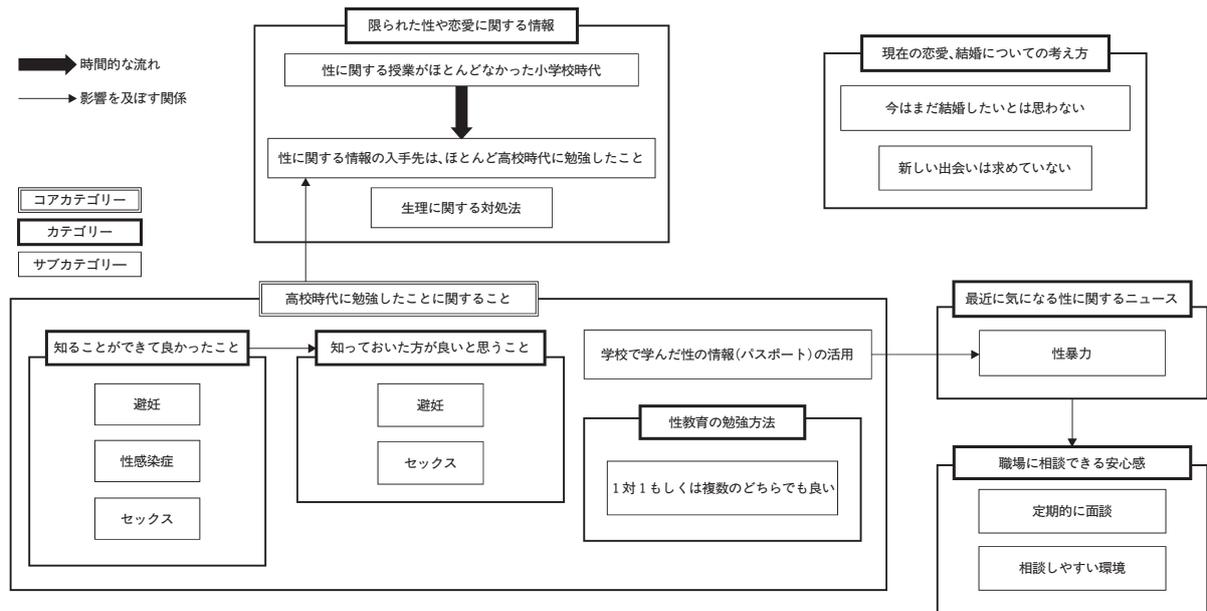


Fig. 2 Fさんへのインタビュー結果

(3)Gさんへのインタビュー結果

1) 高校時代に勉強したことに関すること

【学校で学んだ性の知識の活用】としては《マスターベーション》を、【教えてもらって良かったこと】としては《コンドーム》《マスターベーション》を挙げている。《マスターベーション》については、とくに印象に残った様子であった。[射精については教えてもらうまで知らなかった]、《マスターベーション》の【方法や場所】を知ることができて良かったという。また、【アダルトビデオはあまり見ない】ようで《セックスをしたいとは思わない》と述べた。性教育を行う上で

の【学習方法の提案】もしており、その中では、《早めに性教育を始める》(具体的には高等部2年生進級後)を勧めていた。理由としては早めに勉強した方が《自分で調べることができる》からである。さらに授業をする際には、[プライバシーの問題]もあるので教員と生徒が《1対1の方が良い》と述べていた。また、授業をする際の《教員の性別は問わない》とのことだった。

2) 限られた性や恋愛に関する情報

Gさんは《性的に関する授業がほとんどなかった小学校・中学校時代》を過ごした。そのため、《性的に関する

情報の入手先は、高校生時代に勉強したこと》であった。また、《友達と性の話をしたことはない》という。

3) 休日の過ごし方

休日は〔お昼ご飯を買いに行ったり映画を見に行ったりしている〕。〔バスと電車〕で〔ショッピングモールに行く〕こともある。その際には《一人の方が落ち着く》と述べた。また、《つきあいたいと思わない》と考えていた。

4) 「性」に対する狭い捉え方

仕事上の悩みは会社で〔相談できている〕が《「性」に関する相談はセクハラになる》と考えていた。また、《「性」について伝えることは恥ずかしい》とも述べていた。

V. 考察

本研究では、特別支援学校卒業生女性2名、男性1名に対して、高校生時代に学んだセクシュアリティ教育についてどのように感じているのか、セクシュアリティ教育において何を学んだか、また何を学びたいと考えているのかなどについて、インタビュー調査を行い、その結果を質的記述的に分析した。これまでのセクシュアリティ教育の考え方を参考にした性教育が、知的障害のある人にどのような影響を与えたのかについて、小畑ら(2021, 2022)のインタビュー調査の結果と比較して、共通することや異なる部分について取り上げ考察する。

今回のEさん、Fさん、Gさんは3人も特別支援学校に入学するまで、小・中学校時代を通して性に関する授業をほとんど受けていなかった。このことを考慮すると、やはり、「性」に関する知識を伝える機会は

必要である。門下(2021: 48)も海外の研究動向と比べた上で、日本でも、性と関係性についての教育や情報が、知的障害のある人にとってアクセスしやすく、様々な場で入手できるようなシステムを模索すべきであると述べている。また、3人も「性」について積極的に調べたり、恋人がほしいと思っていなかったりすることなどから「性」に関して興味が強いわけではないと考えられる。このように「性」にあまり興味がなかったり、興味に偏りがあったりする児童生徒に対しては、理解しやすく教える工夫と学習内容に偏りがないように留意する必要がある。

女性のEさん、Fさんは、小畑ら(2021)による女性へのインタビュー調査の結果と同様に《生理》について述べていた。Eさんは〔覚えていない学習内容〕が多かったにもかかわらず、《生理》に関係することについては述べていた。男性のGさんは、小畑ら(2022)による男性へのインタビュー調査の結果と同様に《マスターベーション》について多く語っていた。このように男性も女性も自分自身の体に関することには、興味を持ちやすいと考えられる。

さらに、Fさんは「性」に関することを自分で調べることはほとんどないと述べつつも、パスポートを読み返していた。セクシュアリティは、一生を通して発達する、生物学的、社会的、心理的、精神的、倫理的、文化的な面を含む(UNESCO 2020: 140)ため、パスポートのように在学中のみならず卒業後も活用できる教材が大切であると考えられる。今回の3人の場合、今後、誰かを好きになったり、つきあいたいと思ったりした時に再度学習の機会や適切なサポートが必要であろう。その際には身近に相談できる相手の存在が不

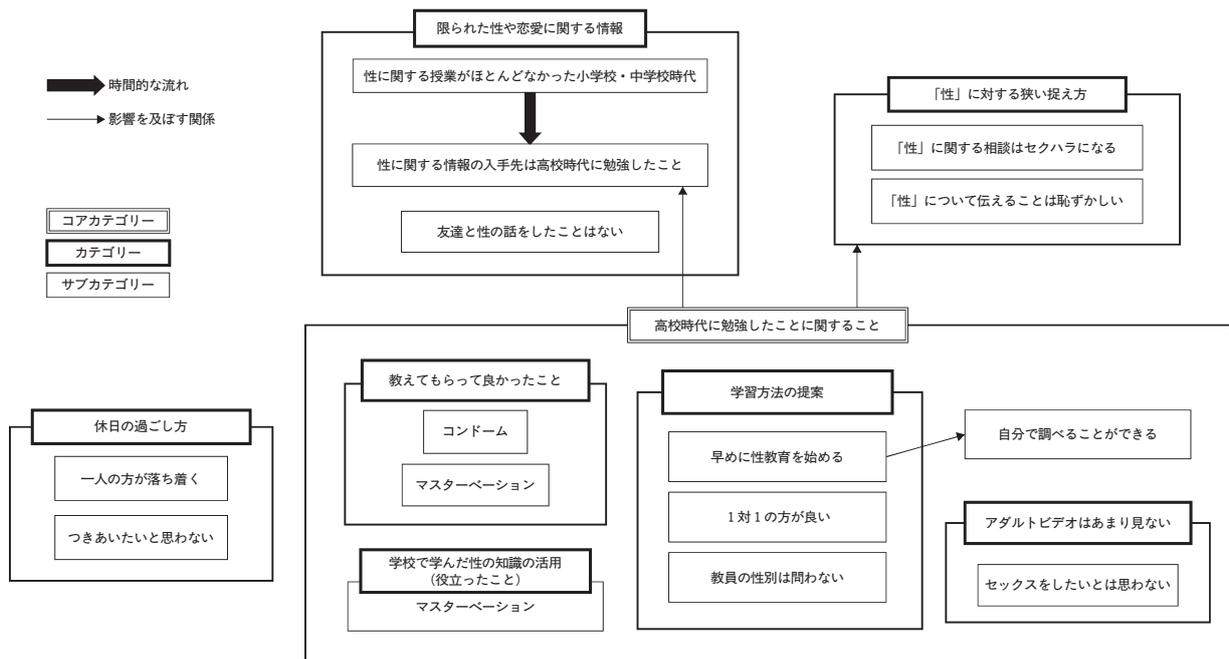


Fig. 3 Gさんへのインタビュー結果

可欠である。Fさんは「性」に限らず職場において相談相手がいることが安心感につながっていたが、Gさんについては「性」に対する捉え方が狭く、「性」に関する相談はセクハラになる」と考えていた。今後、セクシュアリティ教育を行う際には、「性」についての考え方を人権や恋愛も含めて広く捉えることができるよう工夫が必要であると考えられる。

## Ⅶ. 知的障害特別支援学校でのセクシュアリティ教育の可能性：A校での実践の成果を通して

今回の研究協力者の卒業生たちは学校でのセクシュアリティ教育の授業がなければ、正しい性の情報入手することは困難であった。Fさんは「知らない人が多いかもしれないので【知っておいた方が良いと思うこと】として《避妊》《セックス》を取り上げていた。また、過去のインタビュー調査(小畑ら2022:69)では、インターネットの情報が氾濫しているため、誤った知識を得ている卒業生がいた。さらに知的障害のある人は、入手した情報の真偽について判断することが難しい場合が多い。セクシュアリティは一生を通じて発達するため、「性」への興味の有無に関わらず、正しい知識を伝える必要がある。

鶴岡ら(2022:172)は、性に関する情報源が、学習指導要領の「歯止め規定」に則った学校教育のみである場合、性器の洗い方や性交、マスターベーションや恋愛について必要な知識を得ることがなく、結果的に性的な主体となることから遠ざけられている生徒たちの実態を、個別指導の省察を通して明らかにしている。以上より、A校では生徒の発達段階や障害特性を踏まえ、保護者の了承のもと、学校全体で共通理解を図りながらセクシュアリティ教育を進めてきた。保護者の中にはセクシュアリティ教育の必要性をあまり感じない保護者もいたが、反対する保護者はおらず、むしろ、ほとんどの保護者が積極的であった。

門下(2021:48)は海外のレビューを通して、知的障害児・者はセクシュアリティや性の権利に関するニーズ等を表現することが可能であり、支援者のみならず、様々な人たちとの議論や情報交換の場を求めていることがわかったと述べている。知的障害のある人も生涯を通じてセクシュアリティについて学ぶ権利がある。知的障害のある人たちが性的なことに限らず、あらゆる場面で自己決定できるような教育について考えていく必要がある。

筆者らによる卒業生を対象とした過去のインタビュー調査(小畑ら 2021, 2022)及び本研究の結果からわかるように、A校でのセクシュアリティ教育の内容は、生徒たちに「知ることができて良かった」こととして印象付けられていた。そしてそれは、性的なことへの関心の高低に関わらず、どの卒業生にとっても、知らなかったことを知るという新たな学びの機会であった

ことが語られていた。このように生徒の発達・実態を把握した上で、保護者の同意を得て、セクシュアリティ教育を通して性交についても伝えることによって、生徒及び卒業生に少なくとも問題は生じていない。むしろ、卒業生が性に関する正しい知識を得ることによって、自身の性の健康を意識して生活していることや、性の自己決定について考えていることなどは、A校のセクシュアリティ教育の成果である。これらのことから、A校でのセクシュアリティ教育は、知的障害のある生徒たちのニーズを明らかにし、学校という場でそれを満たし、性について学ぶ権利を保障しようとする実践であると言える。本研究では、A校におけるセクシュアリティ教育の成果について明らかにすることを通して、知的障害特別支援学校でのセクシュアリティ教育は、生徒自身が「性の健康」「性の自己決定」について学ぶことができる可能性を示すことができたと考えられる。

おわりに、本研究では、生徒・卒業生の立場からセクシュアリティ教育について検討したが、セクシュアリティ教育の実施のためには、そもそも学校教員が、セクシュアリティ及びセクシュアリティ教育に関する知識を得たり、認識を更新したりすることが求められる。今後は、セクシュアリティ教育の実践が教員に及ぼす影響、また、小学部・中等部でのセクシュアリティ教育についても検討することが課題である。

## 注

- 1) 筆者が知る限り、近年、日本でも、性教育とセクシュアリティ教育(包括的性教育)という用語が互換的に用いられる研究がみられるようになった。2000年代以降の先行研究を取り上げる本稿でも両用語を互換的に用いるが、性の権利、性の健康をより強調するためにセクシュアリティ教育という用語を使用する。
- 2) この事件では、生徒への性教育実践「こころとからだの学習」を行なった教職員への都議会議員などによるバッシング、東京都教育委員会による教職員への厳重注意処分などが問題となった。民事裁判の結果、教育への不当な介入を訴えた原告側(学校側)の勝訴となった。

## 文献

- 浅井春夫「わが国の性教育政策の分岐点と包括的性教育の展望」—学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱—『まなびあい』第11号、2018年、88-101頁。
- 浅井春夫『包括的性教育：人権、性の多様性、ジェンダー平等を柱に』、大月書店、2020年。
- 門下祐子「知的障害児・者の性教育に関する研究動向」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊27号-1。2019年、13-24頁。
- 門下祐子「知的障害児・者が語る、セクシュアリティに関する経験とニーズ—海外の研究動向にもとづいて—」『関係性の教育学』2021年、41-52頁。
- 小畑伸五・鶴岡尚子・古井克憲「知的障害のある人は特別支援学校の性教育で何を学んだのか～卒業生を対象としたインタビュー調査から～」『和歌山大学教育学部紀要』第71集。

2021年、11-18頁。  
小畑伸五・鶴岡尚子・古井克憲「知的障害特別支援学校における性教育の実践課題～卒業生を対象としたインタビュー調査を通して～」『和歌山大学教育学部紀要』第72集、2022年、65-70頁。  
神戸新聞「いのちを学ぶ『七生事件』の日暮かをるさんインタビュー」『あなたの心と体は大切』と伝えることが性教育、2022年。<https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/inochimanabu/202201/0014965365.shtml> (2023年5月17日閲覧)  
児嶋芳郎「知的障害児の性教育に関する研究の動向」『特殊教育学研究』50(3)、2012年、313-321頁。  
児嶋芳郎・細瀬富夫「障害者の性及び性教育の国際的到達点と課題－障害者権利条約における審議過程を中心に」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.91、2010年、81-90頁。  
文部科学省小学校学習指導要領2017年。  
文部科学省中学校学習指導要領2017年。  
文部科学省中学校学習指導要領解説保健体育編2017年。

文部科学省特別支援学校高等部学習指導要領2019年。  
関口久志『新版 性の“幸せ”ガイドー若者たちのリアルストーリーー』株式会社エイデル研究所、2017年。  
田代美江子「学習指導要領の枠組みの中で日本の性教育の可能性を考えるー「日本における包括的性教育の手引き」構築の試みー」『Sexuality』No.65、2014年、22-37頁。  
鶴岡尚子・西倉実季「包括的セクシュアリティ教育モデルにもとづいた実践的研究ーESDの観点を踏まえて」『2021年度和歌山大学教育学部共同研究事業成果報告書』2022年、169-173頁。  
UNESCO『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店、2020年。

#### 付記

本研究は、小畑、鶴岡が共同で実施した調査研究を小畑が文章化したものである。なお、本稿において、鶴岡は性教育の実践に関して記述し、古井は調査及び分析、原稿執筆のスーパーバイズ、本稿全体の加筆・修正を行った。